

Q? : 「新免許状所持者」の更新が平成30年2月から本格的に始まりますが、更新にあたりどのような点に留意するとよいですか。

はじめに

平成30年2月から、「新免許状所持者」の更新が本格的に始まります。「旧免許状所持者」は生年月日で更新時期が推測できるため、まわりが気付いて注意を与えることができますが、「新免許状所持者」の更新時期は本人以外分かりません。特に、免許状を紛失すると本人でも分からなくなることがあります。したがって、更新時期を失念し、免許状を失効させる者が大幅に増えるのではないかと懸念されています。（これを「教員免許更新制における平成30年問題」などと呼称されることもあります）

教員免許状の種類について

Check1
私の免許状の種類は 免許状です
(新・旧を入れてみましょう)

Check2
私の免許状の
(新)有効期間の満了の日
(旧)修了確認期限は
平成 年 月 日です
(年月日を入れてみましょう)

新免許状

平成21年4月1日以降（更新制導入後）に初めて授与された免許状

※ 新免許状には、教員免許状自体に有効期間（所要資格を得てから10年後の年度末）が定められ、「有効期間の満了の日」として記載されています。

旧免許状

平成21年3月31日以前（更新制導入前）に授与された免許状

※ **旧免許状を1枚でも所持する場合**、平成21年4月1日以降に新たに教員免許状を取得しても、同じく**旧免許状**として授与されます。**(新免許状と旧免許状を両方持つ、ということはありません)** 生年月日により修了確認期限が割り振られています。また、すでに、免許講習修了確認、修了確認の延期、受講免除をされた方は、それぞれの証明書に次回の修了確認期限が記載されています。

「新免許状所持者」の更新手続き期間及び更新手続きについて

Check3
私の更新手続き期間は、
平成 年 月 日～
平成 年 月 日です
(Check2の2年2ヶ月前から更新手続き期間が始まります)

「有効期間の満了の日」の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間が更新手続き期間となります。この2年間の間に、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行うことで、教員免許状を更新（有効期間を更新する）ことができます。

- ※ 更新手続き期間よりも前に免許状更新講習を受講することはできません。
- ※ 免許状更新講習の受講だけでは更新手続きは完了しません。講習を受講した後に発行される履修証明書（修了証明書）を添えて、必ず、都道府県の免許管理者に対して有効期間の更新申請を行ってください。
- ※ 免許管理者の手続きが完了し、「有効期間更新証明書」（次の「有効期間の満了の日」が記載されています）が発行されて初めて更新が完了します。

「有効期間の満了の日」の異なる「複数の新免許状」を所持する場合

「有効期間の満了の日」の異なる**複数の新免許状を所持する場合、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます**ので、所持する教員免許状に記載された「有効期間の満了の日」のうち、最も遅い日を確認してください。

- ※ この場合、免許管理者に対する有効期間の延長申請は不要です。
- ※ **先に授与された新免許状の「有効期間の満了の日」が経過する前に、新たに新免許状が授与された場合に限り**ます。

おわりに

「新免許状」「旧免許状」にかかわらず、教員免許更新制において、現職の公立学校教員が教員免許状を失効させた場合、その教員は失職することとなります。教員免許更新は教員個人の責任で行うこととなります。自分の更新時期や更新方法をしっかりと把握し、教員免許状を失効させることがないように十分に注意してください。